

職員の処分について

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和2年6月2日から同年10月22日まで
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
59歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該職員は、令和2年6月2日、会議の場において、他の職員もいる前で、主任と若手職員の関係であった同僚職員に対し、業務の内容について当該同僚職員を執拗に追い詰めていくような態様で問い詰めた。この日以降、両者の間の業務上の伝達はメモを用いることとなった。
当該職員は、同年7月31日、当該同僚職員に不満をぶつける内容の手紙を当該同僚職員の机の上に置いた。
その後、メモを出すことを管理職から止められたにもかかわらず、当該職員はメモを継続し、メモには当該同僚職員を非難するような内容のものも含まれていた。
当該職員は、同年10月22日、職務から排除する旨の内容を記した手紙を当該同僚職員の机の上に置いた。
一連の行為により、当該同僚職員を精神的に不安定にさせた。その後、当該同僚職員は自死した。
- 7 処分内容
懲戒処分として「停職3月」
- 8 処分年月日
令和6年2月2日